

観第 1 8 3号
平成25年8月1日

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会
理事長 森 博幸 様

鹿児島県知事
伊藤 祐一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成25年8月1日 から 平成30年7月31日 まで